



Title	備後国大田庄の立莊をめぐる人的諸関係
Author(s)	永野, 弘明
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2022, 56, p. 1-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/94857
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

備後国大田庄の立莊をめぐる人的諸関係

永野 弘明

キーワード：莊園制／備後国大田庄／立莊／藤原光隆・雅隆／中原基兼

はじめに

一九九六年に発表された川端新氏の「院政初期の立莊形態」⁽¹⁾によつて、中世莊園の形成には従来重視されてきた寄進だけでなく、中央での手続き、すなわち立莊が大きな意義を有していたと指摘されて久しい。以後の莊園制成立期の研究では、川端氏の議論を前提としつつ、中世莊園の複合的な莊域構造・莊園所職の成立やその性質・莊園整理政策と立莊との関係・立莊と地域社会の関係・平家と莊園制との関係など幅広く分析がなされており、川端氏の論考が研究史上重要な位置にあることは改めていうまでもない。

川端氏が提示した議論の一つに、白河院政期以降、院・女院・摂関の近臣層の連携によつて立莊が進められるようになるが、それを支えたのは「私的な縁故」「院・女院の縁辺の人々」と表現されるような人間関係であつた、との理解がある。鎌倉佐保氏も中央での政治的関係を基礎として立莊が実現されると述べているように、中央での人脈を

重視する視角はその後の研究にも継承されており、近年では御願寺領莊園を中心にして立莊に関わる人間関係を具体化する作業も進められている。例えば安樂寿院領では、御堂・本御塔領は造営担当である藤原家成の近親者が知行者となつたように、各堂舎の造営担当との縁故にもとづき堂舎別に所領群が形成された。⁽⁸⁾ 金剛心院領も同様であり、同領上野国新田庄の事例のように一つの莊園に即して立莊論の成果を踏まえる。⁽¹⁰⁾ 特に新田庄の場合、立莊論の成果を踏まえることで開発のあり方や莊官についても新たな見解が示されており、地域社会の実態に見直しを迫る成果も出されている。⁽¹¹⁾

一方で、膨大に存在する中世莊園の中でも、その立莊事情を詳らかにできる事例は決して多くはない。中央での人脈が重視されている現状では、新田庄の事例のように、個々の莊園に即して立莊に関わる人間関係をできるだけ詳細に復元する作業を積み重ね、莊園ごとの立莊構造について比較検討を行う必要がある。そうすることで、立莊の意義を問い合わせができるのではないだろうか。その準備作業として本稿では、備後国大田庄の立莊をめぐる人的諸関係を検討したい。

ところで、藤原家成のような御願寺の造営担当者らは、集積した所領をもとに自身や一門の知行国（或いは国司としての任国）を中心に莊園の立莊を図つたことが知られる。⁽¹²⁾ 後白河院政期における平氏も同様に、蓮華王院の造進などに合わせて知行国を中心に平家領を形成しているが、これは立莊に際して国司の協力が得られやすいからである。前述の新田庄も、阿弥陀堂の造営担当であつた家成の娘婿藤原家重が国司を務める上野国に設立されており、まさに院近臣らの縁故にもとづく立莊といえるであろう。

本稿が検討対象とする大田庄も永万二年（一一六六）に平氏によって立莊された莊園であるが、右にみた事例とは異なり、備後国は平氏の知行国や一門の任国とはなつていい。この点、既に五味文彦氏が平清盛と知行国主藤原光

隆・国司雅隆父子の関係を検討され、両者の間に密接な関係を見出し、大田庄の立荘は光隆・雅隆が平氏に奉仕するものであったことを指摘されている。⁽¹⁴⁾ 五味氏の研究によつて大田庄の成立事情は十分に説明されたようと思われるが、ここで注意しておかなければならないのは、近年の政治史研究の成果である。詳しくは本論で述べるが、大田庄が立荘される十二世紀後半の政治状況は非常に細かな段階把握が可能となつております、かかる成果を参照すると、平氏と光隆・雅隆の関係には再検討できる余地が残されている。以上を前提に、本稿では大田庄の立荘をめぐる人的諸関係を改めて検証し、立荘に関わる人間関係の一事例として提示することを試みたい。

第一章 立荘時の政治情勢

永万二年（一一六六）正月十日、後白河院序下文で「可下早任_二尾張守平朝臣重_三衡_四寄文_五」、為_二御領_三、堺_二四至_三、打_二膀示_三、使者・国使相共立券言上_二、大田并桑原両郷荒野山河等事_三⁽¹⁵⁾と命じられたことにより、大田庄の立荘が進められる。翌二月には「桑原郷内宇賀村」について「於_二彼村_三者、為_二無主荒野地_三、然者相_二担当御庄_三、堺_二四至_三、可レ令レ打_二膀示_三」⁽¹⁶⁾と荘域内に組み込むことが命じられ、同二月中に立券文が作成される。⁽¹⁷⁾ 平重衡の寄文を基に周囲の国衙領を囲い込みながら極めて短期間で立荘されたことが分かる。

大田庄の立荘については、五味文彦氏の研究⁽¹⁸⁾が通説であろう。五味氏は、重衡は若年でその背後には父の清盛がおり、清盛こそが大田庄を立てたと考えられること、国衙領の囲い込みや短期間での立荘を実現するためには備後国司の協力が必要不可欠であることを踏まえて、次のように評価した。すなわち、大田庄は後白河院近臣で備後知行国主であつた藤原光隆と、その息子で備後国司の雅隆が平氏に奉仕することで成立したのであり、その実態は清盛と

国司が協力して国衙領を分割するものであつた。さらに五味氏は、永万二年に光隆が参議となつてゐること、同年に雅隆は二度も位階が昇進してゐること、雅隆は治承三年政変後に大藏卿に就任してゐることから、光隆・雅隆と平氏の密接な関係を見出している。特に大田庄が立荘された永万二年の人事を重視しており、大田庄の立荘に協力した恩賞として平氏が光隆・雅隆を昇進させたと理解しているように思われる。⁽¹⁹⁾

五味氏の研究は、莊園の成立を寄進の連鎖で理解していた当時の研究状況にあつて、「はじめに」での川端新氏の議論に繋がる画期的なものであり、研究史上の意義は極めて大きい。しかし本稿では、特に一九九〇年代以降に五味氏らの手によつて十二世紀後半の政治史研究が進展し⁽²⁰⁾、平治元年（一一五九）から永万年間は国政運営のあり方が様々に変動していくことが明らかになつてゐる点に注目したい。川合康氏の整理によると、当該期の国政運営のあり方は次の四期に区分される。⁽²¹⁾ 一期は平治元年十二月～応保元年（一一六一）九月で後白河院・二条天皇の共同執政期、二期は応保元年九月～永万元年（一一六五）七月までの二条天皇（上皇）執政期、三期は永万元年七月～永万二年七月までの摂政藤原基実執政期、四期は永万二年七月以降の後白河院執政期、である。大田庄の立荘は三期にあたり、後白河が国政から排除され摂政の基実が国政運営を主導していた時期となる。この時期は、清盛は基実と親密な関係を有しつつも朝廷政治一般に深く関与することはなかつたとされており⁽²²⁾、大田庄立荘時の平氏の権力を過大に評価することはできない。

かかる政治情勢を踏まえて光隆・雅隆の昇進を再確認すると、光隆の参議就任は仁安元年（一一六六）八月二十七日⁽²³⁾と後白河院政が復活した後（四期）のことである。また、永万二年における雅隆の昇進も、一度目は正月十二日と大田庄の立荘が完了する前のことで、二度目は四月六日であるが、これは「皇嘉門院長寛元未給」と皇嘉門院との関係から既に与えられていた叙位の請求権によるものであつた。⁽²⁴⁾ 光隆・雅隆の昇進は必ずしも大田庄立荘に伴う平氏か

らの恩賞とは言い切れないだろう（雅隆の大蔵卿就任については第二章第二節にて後述する）。

さらに、清盛が国政運営を担う持ち回り合議に加わり除目等の諮問を受けるようになるのは仁安二年（一一六七）五月頃からとみられ⁽²⁵⁾、それは永万二年七月に基実が急死したことによつて摂関家の家産を相伝した盛子（清盛娘・基実正妻）を介して、摂関家大殿という立場からの関与であつた。⁽²⁶⁾ 基実が生存している大田庄立荘時において清盛は光隆・雅隆を昇進させうる立場になく、光隆・雅隆の昇進から平氏との密接な関係を指摘することは難しいだろう。以上のように、大田庄の立荘をめぐる人間関係は検討し直す余地があるのである。それでは、光隆・雅隆は平氏を含めていかなる人間関係を有しており、それがどのように立荘とかかわつたのであろうか。章を改め検討しよう。

第二章 藤原光隆・雅隆の諸関係と立荘

第一節 藤原光隆

藤原光隆は大治二年（一一二七）に白河院近臣の藤原清隆と藤原家子（藤原家政女）との間に生まれ、鳥羽院判官代・藏人・淡路守・安芸守・出雲守・但馬守・備中守・内蔵頭を経て、保元二年（一一五七）から安元二年（一一七六）まで治部卿を務める。以後は、建久三年（一一九二）に太宰權帥、同九年に出家、建仁元年（一一〇二）に死去した⁽²⁷⁾。

光隆については、院判官代から始まり受領を歴任する典型的な院近臣であつた祖父隆時・父清隆の流れに位置づけて言及されることがあるが⁽²⁸⁾、彼個人を詳述した論考は見当たらない。先述の通り五味文彦氏は平氏との近しい関係を想定し、田中文英氏も、光隆の異母兄隆盛が平正盛の孫であることから、光隆は「平氏とかなり深い関係にあつた」

と述べ、「諸大夫の家柄出身の院近臣としてはきわめて順調なコースをたどっており、ひとかどの政治的能力の持主であった」とする。⁽²⁹⁾一方、北陸道七カ国における平氏の知行国支配を検討した浅香年木氏は、光隆は安元三年（一一七七）六月以降越後国の知行国主となるが、「光隆もまた、兄の隆盛が平正盛の孫であるという意味では、平氏一門と無関係とはいえないが（中略）平氏準一門による国務知行の例に加えることはできない」と述べ、治承・寿永内乱期に至るまで平氏が越後国に影響力を有することは難しかったと論じている。⁽³⁰⁾浅香氏は光隆と平氏の関係を近しいものとして理解してはおらず、光隆に対する評価は諸氏によって異なる。そこで、やや煩雑になるが、以下では古記録を中心におかんする記述を確認し、その立場や人間関係を平氏との関係のみに限定せず検証してみよう。

若い頃の光隆について、まず鳥羽院司としての活動が目とまる。例えば、久安二年（一一四六）七月十日の鳥羽院下文案⁽³¹⁾では光隆が鳥羽院下の構成員であったことを確認できるし、仁平三年（一一五三）閏十二月六日には「一院御仮名、於二鳥羽北殿被レ行レ之、行事別當光、朝臣、判官代重方、公卿左大臣以下参仕」⁽³²⁾と、一院（鳥羽）御仮名において院別当の光隆が行事を務めていたことが分かる。また、同月二十七日に藤原兼長が御慶を述べるため参院した際には「於二北殿中門（織戸）先被レ申二院、別當備中守光隆朝臣奏聞」⁽³³⁾と、院別当の光隆が一院（鳥羽）に奏聞してゐる。光隆は鳥羽院司として実務を担う重要な存在であったといえよう。

さらに、光隆と近衛天皇との関係も特徴的である。久寿二年（一一五五）七月二十三日に近衛は十七歳で死去し、葬儀は八月一日に行われたが、葬儀では素服の着用を定められた者が二七名いる。光隆も「御乳母子三人（備中守光、隆朝臣・左兵衛佐定隆・筑前守頼季）」という関係から素服の着用が定められた。⁽³⁵⁾また、「造御棺、行事備中守光隆朝臣」や「御入棺、光、朝臣・季家朝臣・定隆・頼季・俊経」⁽³⁶⁾と光隆は造棺と入棺の中心を担い、翌二日には拾骨し納骨にも供奉している。⁽³⁷⁾島津毅氏は「親族の他に近習・乳母子・家司なども含む恩顧関係の者、すなわち特別な所縁の

者が葬送を担つていた」と述べ、葬送に關わる俗人と故人との間の「強い所縁」を指摘している。⁽³⁸⁾ 光隆と近衛は極めて近しい関係にあつた。

近衛に統いて鳥羽も保元元年（一一五六）に死去するが、光隆は平治元年（一一五九）までには後白河院司となつてゐる。⁽³⁹⁾ 後白河の下では仁安二年（一一六七）九月の熊野詣に供奉している事例などが確認されるが、鳥羽・近衛との関係に比べて後白河院司としての特徴的な活動は検出できない。その中で後白河との関係がはつきりと窺えるのは、時期が下つて文治元年（一一八五）十二月に源頼朝が朝廷へ政治介入した時である。

この頼朝の政治介入は、議奏公卿・藏人頭・院御廄別当・大藏卿・弁官・右馬頭・左大史の推挙、議奏公卿らへの知行国の付与、大藏卿高階泰経など源行家・源義経に同意し頼朝追討宣旨の発給に関与した者の解官、などを要求したものであるが、今回は議奏公卿・藏人頭の推挙と知行国付与についてみておきたい。頼朝が推挙したのは、議奏公卿に右大臣九条兼実・内大臣藤原実定・大納言三条実房・権大納言藤原宗家・同藤原忠親・権中納言藤原実家・同源通親・同藤原経房・参議藤原雅長・同藤原兼光の一〇名で、藏人頭に藤原光長・源兼忠の二名である。特に、議奏公卿の設置は後白河の恣意的な国政運営を抑制することが目的であつたと考えられており、ここで推挙された議奏公卿らは後白河に対する独立性が期待された人物であつた。⁽⁴⁰⁾ そして、彼らの経済的自立を保障するために知行国の付与が申請されたのである。

頼朝の申請内容は、伊予・兼実（議奏公卿、以下「議」と略す）／越前・実定（議）／石見・宗家（議）／越中・光隆・美作・実家（議）／因幡・通親（議）／近江・雅長（議）／和泉・光長（藏人頭、以下「藏」と略す）／陸奥・兼忠（藏）／豊後・頼朝、というものであつた。一〇カ国の内九カ国が頼朝と議奏公卿・藏人頭に推挙された人物に宛てられているのだが、光隆にも越中を付与するよう要求されている。これについては、光隆の知行国であつた越

後を頼朝が関東御分国としたことに対する代償であったと理解されている。⁽⁴⁴⁾ 私も異論はないが、なお重要なのは、議奏公卿に推挙されながらも知行国が付与されなかつた人物が四名（実房・忠親・経房・兼光）いる中で、あえて議奏公卿・藏人頭に任命されていない光隆への付与が優先されている点である。頼朝は光隆も後白河の恣意的な国政運営を抑制するためには必要な人物とみなしていたと考えられ、この段階では光隆と後白河との間に距離があつたといえるであろう。

では、大田庄立莊時はどうであったか。残念ながら、永万年間頃の光隆と後白河の直接的な関係を示す事例はないが、この時期の光隆の政治的立場は応保元年（一一六二）十二月十七日の藤原育子入内に關わる動きに示唆的である。育子入内は二条親政の確立と密接に関連するもので、二条天皇が主導して進め、育子の実家である閑院流徳大寺家を取り込むことで後白河の政治的基盤を切り崩すものであつた。⁽⁴⁵⁾ 関連史料には、「治部卿光隆卿（藤原忠親）示予云、女御殿淵醉可レ候歟者、予答云、可レ隨三本所仰一也者、治部卿云、猶内々取二御氣色一可レ吉者、仍内々付二女房一奏聞」とあり、光隆と藤原忠親との間でやり取りが行われ、忠親は「淵醉事伺二御氣色一」と実際に光隆の助言に従つて二条の意向を確認している。⁽⁴⁶⁾ 二条親政下で育子入内を進める光隆の立場を確認できる。

以上のように、光隆は後白河院司としても活動するが、その時々の政治情勢に合わせて二条や頼朝などの諸勢力の間を上手く立ち回っていた。鳥羽死去後の光隆は貴族社会の中で中立的な立場にあつたと評価できるであろう。では、平氏との関係はどうであつたのだろうか。

先述の通り、光隆の異母兄隆盛は平正盛の孫にあたる。古記録からは光隆と隆盛・正盛とのやりとりなどは検出できなかつたが、平清盛・重盛との関係は若干ながら確認できる。

八日己丑 早旦、參_二鳥羽殿（新御堂）_一、堂上庭中法会莊嚴、毎事供_三張之_一、釈迦堂三尊、阿弥陀堂九体、皆丈六像、當日可_レ被_レ奉_レ居、而豫今日自_二仏所仮屋_一、移_二御堂庇_一、明朝鎮壇了可_レ安_二仏壇_一也、不_レ論_二別當判官代_一、為_二受領_一之輩、承_二人別_一一体_一、行_二奉_レ渡事_一、即案_二統紙_一懸_レ布人夫等雜事勤_二仕_一之_一、各發_二人勢_一、互出_二衆力_一、今日已移渡了、三尊九体須臾安_二置_一之_一、

御_一仏_二体_一別_一、奉_レ籠_二月輪種字胸間_一、被_レ書_二滿字_一、

釈迦三尊、大仏師法眼康助奉_レ造_一、

阿弥陀九体、法印賢圓奉_レ造_一、

奉_レ渡行事、

美作守家長朝臣、 上總守資賢朝臣、

安芸守清盛朝臣、 備中守光隆朝臣、 已上別當

遠江守惟守、 紀伊守賴憲、

近江守朝方、 伯耆守親範、

常陸守頼盛、 已上判官代、

出雲守光保朝臣、 武藏守信頼、

今一人可_レ尋、

件両人依_レ非_二院司_一、判官代貞憲、時忠行_レ之⁴⁷、

右に引用したのは、久寿元年（一一五四）八月九日に行われた鳥羽金剛心院供養⁴⁸に関連する史料である。これによ

ると、供養の当日に釈迦三尊と阿弥陀仏九体を御堂へ据える予定であつたが、あらかじめ仏所仮屋から御堂庇に移すこととなつた。この仏像の移動・安置は別当・判官代の区別なく受領一人につき一体が課せられ、行事として一二名者が「人夫等雜事」を勤仕したことで完了した。この一二名の中には院別当として清盛と光隆の名があり（傍線）、両者が共に仏像の移動を任せられていたことは注目できよう。さらに、『兵範記』同月九日条には「即安^三置御仏等」、昨日行事院司等皆参行^レ之⁽⁴⁹⁾と記されており、一二名の受領らが単に人夫を派遣しただけではなく、実際に鳥羽殿の新御堂へ行き仏像の移動・安置を行つていたことが分かる。一二体もの仏像を安置するためには個々でそれぞれに作業を行うよりも、連携し合つて作業にあたつたと想定すべきである。光隆と清盛は鳥羽院司として活動し、儀礼の行事等を務める中で互いに関係を築いていた。

このような儀礼を介した関係は、重盛とも見出すことができる。仁安二年九月二十一日の夜半に後白河は熊野詣へ進発するが、「先上皇御歩行、權僧正覺讚為御先達」、春宮大夫重盛卿、治部卿光隆卿以下殿上人七人候^二御供^一⁽⁵⁰⁾とあるように、重盛・光隆以下七名の殿上人が御供に伺候した。ここでは、九名の御供の中で重盛と光隆のみ名が記されており、この二人が御供の中心であつたことは間違いない。後白河の御供に際し、重盛・光隆間の連携関係を想定できよう。清盛の場合と同様、光隆と重盛の関係も両者が院司として活動する中で儀礼・政務を通じて形成されたのである。

五味・田中両氏は光隆と平氏の関係を深いものと評価した。右にみた通り光隆が平氏との関係を有していたことは事実である。しかし、光隆の貴族社会内での中立的性格や本稿で引用した事例から判断するならば、それはあくまでも政務上での関係であり、平氏との関係は有するも密接なものではなかつたと、浅香氏に近い認識で理解すべきようと思われる。

第二節 藤原雅隆

藤原雅隆については史料も少なく父光隆ほど詳しく述べることは叶わない。『公卿補任』や『尊卑分脈』から確認できる経歴は、美福門院判官代・蔵人を経て、永暦元年（一一六〇）から嘉応二年（一一七〇）まで備後守を務める。その後も美作守・越後守を歴任し、治承三年（一一七九）に大蔵卿に就任。養和二年（一一八二）に大蔵卿を辞め翌年内蔵人となり、建暦三年（一一一三）に出家、元仁元年（一一二四）に死去するというものである。⁵¹⁾

まず注意すべきは雅隆の後白河院司としての活動時期である。その初見は、仁安二年（一一六七）三月二十三日に法勝寺で行われた千僧御読経に後白河が御幸した時で、「院司備後守雅隆朝臣」や「備後守雅隆朝臣〈院司〉」とある。⁵²⁾実は雅隆の後白河院司としての活動は大田庄立莊後からしか確認できず、立莊時に院司であつたかは定かでない。

統けて、雅隆が治承三年政変後に大蔵卿に就任している件であるが、これについては既に田中文英氏が「国家行政の実務面ですぐれた能力と器量の持主であり、平氏がそれを高く評価して政変後の国政運営に積極的に起用した」⁵³⁾と適確に指摘しており、雅隆の高い実務能力に起因したものであつたと考えられる。加えて重要なのは、雅隆と高倉天皇との関係であろう。高倉は治承五年（一一八一）正月十四日に死去する⁵⁴⁾が、同年閏一月三日に行われた七七日法事で「賜素服之人雅隆朝臣」と雅隆は素服を賜つており、雅隆と高倉は近しい関係にあつたことが分かる。

高倉との関係は大蔵卿就任以前より築かれていたようで、例えば治承二年（一一七八）正月一日には「後取、越後守雅隆朝臣云々」⁵⁵⁾とあるように、雅隆は後取を務めている。後取とは、毎年正月一日より行われる「供御薬」という儀礼において天皇が飲んだ御薬（屠蘇）の残りを飲む役のこと⁵⁶⁾で、儀礼を介した天皇との関係を見出すことが可能で

ある。治承三年十一月に後白河院政を停止し、やむなく高倉を擁立して政権担当者となつた平清盛にとつて、円滑な公事運営は大きな課題であった。儀礼を介して高倉との関係を有する雅隆は、政権運営において貴重な存在として認識されたであろう。⁽⁵⁹⁾ 雅隆の大蔵卿就任は平氏との密接な関係によるものではなく、高倉親政・院政の円滑な運営に必要な人材として、すぐれた実務能力と高倉との近しい関係によるものであったと理解できよう。

では、雅隆と平氏の関係はいかなるものであったのか。雅隆の場合、光隆のように平氏と共に儀礼や政務を行つてゐる事例は無く、史料上直接的な関係は確認できない。しかし、高倉親政・院政の運営のため平氏から大蔵卿に補任されているように、高倉を介して平氏との関係を有していたと考えるべきである。なお、平氏が高倉（憲仁）を支えの体制は仁安元年（一一六六）十月十日の憲仁立太子の儀をきつかけに構築される。⁽⁶⁰⁾ 高倉を介した雅隆と平氏の密な関係も遡れてこの段階までであろう。本節では、雅隆と後白河・平氏との関係は大田庄立莊時には想定しにくいことを指摘しておきたい。

第三節 大田庄の立莊

大田庄立莊を命じる院序下文には「於御年貢者、御馬御牛之衣并御厩舎人牛飼等之衣服料六丈白布百端、毎年可レ令レ進^三上院序^二也」とあり、年貢は院御厩で用いる白布に設定された。⁽⁶¹⁾ 院御厩は軍事面で重要な機能を果たす機構で当時は平氏が掌握しており、大田庄は平氏に益がある形で成立している。また、平治の乱によつて在京武力が減少し院の権門武力が弱体化していた中、在京武力の中心として突出した位置にあつた平氏⁽⁶²⁾の経済基盤を強化することは、後白河にとつても利があつたとみえる。大田庄の立莊は、先学が指摘してきた通り、院と結びつきつつ立莊推進勢力たる平氏が主導したものといえる。⁽⁶³⁾

そこに本稿での分析結果を付加すると、立莊に至る人的流れは次のように復元される。後白河と結びつき、集積していた所領（重衡の寄文）をもとに莊園の立莊を試みた清盛は、政務や院司としての活動を通して関係を有していた光隆の協力を取り付け、さらに光隆は雅隆へと働きかけ、実際に立莊へと至った。以上の流れだけをみれば従来の指摘と大差ないようと思えるが、本稿で光隆・雅隆の立場を分析したことにより、院の周辺に連なる立莊推進勢力（平氏）から、中立的立場の貴族（光隆）や院・立莊推進勢力と直接関係を有さない貴族（雅隆）にまで立莊の動きが段階的に広がっていることがみえてきたのではなかろうか。立莊は院の縁辺の人物以外も巻き込みながら展開するものであったといえよう。

ところで、大田庄の年貢は院御厩で用いる白布を院庁へ進上するよう決められていた通り、立莊に際し院庁内で主に実務面の調整にあたった人物がいたはずである。光隆や清盛がその役にあつた可能性もあるが、適任者として中原基兼が挙げられる。次章ではこの基兼に焦点をあてて分析を進め、立莊に関わる人間関係をより具体化したい。

第三章 立莊と実務官人層

第一節 中原基兼と大田庄

中原基兼は大田庄に関する院庁下文に「主典代散位中原朝臣」「主典代大蔵權少輔中原朝臣」とみえ、嘉応元年（一二六九）の年貢納入問題に深く関わる人物である。この事例を用いて、本郷恵子氏が下級官人の動向・役割を、高橋昌明氏が平家家政機関の具体的様相を論じている⁶⁶⁾。本節では両氏の成果に学びつつ基兼の動向を確認する。

嘉応元年十月、御厩舍人らが下行された布について「本尺」ではないと訴え出た⁶⁸⁾。基兼が「備後国大田御庄御年

貢六丈白布御馬御牛衣料、送文ヲ成副候天、筑前守之御許へ令^二送遣^一候之処、御廄舍人等、称^下非^二本尺^一之旨^上、不^(平貞能)
レ令^二請取^一之由ヲ被^レ申候天、^二所下被^一返遣^一候上也⁽⁶⁹⁾⁽⁷⁰⁾と述べているように、白布は送文を添えて平貞能に送られ御
廄舍人に下^レ行されたが、受け取られずに院^二厅^一に返却されたのである。貞能とは、清盛の腹心で当該期は御廄の実質的
な統括者であった人物である。⁽⁷⁰⁾十月十二日、基兼は貞能からの書状をもつて、清盛の家司集団の中心人物で家政運営
に携わり、大田庄経営の平氏側の担当者でもあつた平盛国に報告し対応を仰いだ。⁽⁷¹⁾しかし事態は改善しなかつたよう
で、基兼は十九日に再度盛国へ対応を求めている。⁽⁷²⁾続けて二十一日には清盛を訪ね、御廄舍人らを不当とする清盛の
判断を得てそれを貞能へ伝達し、さらに貞能の返事を持つて盛国へと報告した。⁽⁷³⁾翌二十二日には、基兼は万全を期す
ためか御教書の発給を希望し、実際に発給されることになった。⁽⁷⁴⁾

以上の基兼の動向から、彼は問題解決のため院^二厅^一・院^二御廄^一（統括者の貞能）・平氏の間（清盛・盛国の間も）を奔
走しており、中央で院^二厅^一と平氏を繋ぐ役割を担つていてることが分かる。また、既に指摘されている通り、院^二厅^一に進上
された年貢を貞能に送つたり、返却された年貢を預かつたりなど、院^二厅^一で大田庄からの年貢を管理する立場にもあつ
た。⁽⁷⁵⁾

大田庄に関する基兼の書状はもう一通残されている。

大田御庄加納開発、^二下文進^一上之^一、^二如^レ此御^二下文ハ^一御官雖^二下令^一持參^一候上^一、事ニ触てわづらはしきやうに候
へは、内々私に所^二下令^一進上^一候上^一也、^二件間の牒^一示^一などの事をも、先日光臨おほせあはせ候しかハ、昨日八條殿、⁽⁷⁶⁾
又夜前六波羅殿に參上仕候天、奉^レ尋候しかとん、御他行之由ヲ承候天、空罷帰候了、使問事、隨^レ仰可^レ致^一沙汰^一候也、委細見參ニ可^二申承^一候、恐々謹言、

謹上
（嘉応元年）
十一月一日
（平盛国二月）
主馬判官殿
大蔵權少輔（中原）
基兼

これは、嘉応元年十一月二十三日に出された大田庄の倉敷設定と無主荒野地の開発を命じる院下文（波線）⁽⁷⁸⁾を受けての書状である。詳しくは不明だが、本来は庁官が持参すべき院下文を今回は内々に基兼が盛国へと進上した（傍線①）。ここでも院下文と平氏を繋ぐ基兼の役割を窺える。さらに、従来はあまり注目されてこなかつたが、基兼は榜示のことについて平氏側との相談を試み、榜示打の使者について指示を仰ごうとしている（傍線②）。基兼は榜示打にも関与する人物であつたことが分かる。

佐藤泰弘氏によると、荘園設立の手続き、すなわち立券荘号の中心は十二世紀半ばに検注から榜示打へと変化す⁽⁷⁹⁾。また、川端新氏は立荘に深く関与した人物が荘園の預所職を知行し荘園経営に携わると述べている。⁽⁸⁰⁾基兼は預所職を得ていたわけではないが、年貢の管理や榜示打のことなどで荘園経営に携わっていた。基兼も恐らくは年貢量の調整などで大田庄の立荘に関与した人物として想定されるのである。

第二節 貴族社会における中原基兼

では、基兼は貴族社会内ではどのような立場にあつたのだろうか。五味文彦氏によると「中原基兼は永暦以来院主典代となり、散位、大蔵權少輔、大蔵權大輔の官途を経て、治承三年まで主典代としての活動の跡が窺える」とのこと⁽⁸¹⁾で、後白河院下で長く主典代を務めている。その活動をみてみると、仁安二年（一一六七）三月の後白河の日吉御幸に關する定文は複数の貴族の手に渡った後「主典代基兼」に下されており、彼の下で管理させていたようである。⁽⁸²⁾

また、同年七月十五日の法勝寺孟蘭盆は「院序催^レ之、兼日仰^ニ年預主典代基兼^一、基兼與^ニ奪資定^一、資定催具、參^ニ寺家^ニ奉行^一」という形で準備された⁽⁸³⁾。同史料中では資定も主典代として出てきており、基兼は「年預」の通り院序の実務の統括者であった。基兼は実務能力に長けた優れた実務官人であったと評価できる。

先にも触れた通り、五味氏は基兼が永暦年間以来主典代になると指摘していたが、もう少し遡り鳥羽院序でも主典代として活動している。鳥羽院政末期の久寿三年（一一五六）三月十五日に行われた祇園一切経会では舞樂が催されたが、それは「主典代基兼、序官両三人等奉行」というものであった⁽⁸⁴⁾。第二章で検討した藤原光隆のように鳥羽院序から後白河院序へと移った人物もそれなりにいたことを踏まえれば、この基兼は後白河院序で主典代を務めている基兼と同一人物と考えられよう。さらに、この一切経会には「院司信輔朝臣、資賢朝臣、光^一、^ニ朝臣、成頼、親範^{（奉行）}、^{（為清等）}」が参入し、光隆は「衆僧布施」を負担している。基兼と光隆は共に鳥羽院司として活動しており、儀礼の運営を介して関係を有していたのである。

本稿で論じてきた通り、光隆と基兼は共に大田庄の立莊に携わる人物である。鳥羽院序下で築かれた両者の関係は、大田庄立莊時にも十分活かされたであろう。鳥羽院政期は立莊が激増する時期であるが、川端新氏によるとそれは白河院政期に始まる立莊が熟した結果であった。光隆や基兼は鳥羽院司として活動する中で立莊に⁽⁸⁵⁾関わる実務を学び、それが後白河院序でも活かされたと考えられないか。大田庄以外にも、久安二年（一一四六）の大伝法院領渋田郷の勝手打を命じる鳥羽院序下文に光隆の名が確認される⁽⁸⁶⁾し、治承二年（一一七八）の最勝光院領松浦庄の立券を命じる後白河院序下文には基兼が署名している⁽⁸⁷⁾。立莊は院の縁辺に連なる立莊推進勢力を中心としつつ、院周辺以外の人物や院序の実務を担う実務官人などの連携関係に支えられながら展開したといえるであろう。

おわりに

推測を重ねた感も否めないが、本稿では立莊にかかわる人間関係の具体化を試みた。大田庄の場合、院や立莊推進勢力の主導によつて始まる立莊は、中央での政務や儀礼を通して築かれた人脈をもとに、中立的立場の貴族や院・立莊推進勢力とは直接関係を有さない貴族にまで段階的に広がり、かつ彼らと実務官人らとの連携関係に支えられながら展開するものであつた、というのが本稿で得たさやかな結論である。貴族社会を構成する様々な階層に立莊の動きが伝播しており、立莊は貴族社会全体で進められるものであつたともいえなくちうか。

かかる人的諸関係は、御願寺造営担当者やその一門が知行国や任国で立莊を図つた際の関係とはまた異なるものであり、立莊をめぐる人的諸関係の多様なあり方が想定される。「はじめに」でも述べたが、個々の莊園に即して立莊に関わる多様な人間関係を復元していかなければならぬことを、改めて確認しておきたい。⁽⁸⁸⁾

ところで、本稿では藤原光隆・雅隆父子が立莊に合意する理由を説明していない。平氏との関係を強化するため（光隆）、或いは新たに平氏と関係を築くため（雅隆）、といった理由も想定されるが、中央での利害関係だけでなく、備後国内や在地状況を含めて検討しなければならないと考えている。平等院領禪定寺庄の事例では、院近臣層にあたる平等院執行一族が中央政界と在地社会を紐帶する役割を担つていたと指摘されており、光隆・雅隆も同様の役割を有していた可能性があるからである。

大田庄現地の状況といえば、立莊時には三〇町程度であつた見作田が建久元年（一一九〇）には六一三町にまで拡大していることに、やはり注目すべきであろう。もちろん立莊時の三〇町という数字は作為的なものであるが、開発⁽⁹⁰⁾

が進んだこともまた事実である。⁽⁹²⁾ このような立莊前後の在地の動向を、本稿の成果と関連させつつ検討し直すことで、光隆・雅隆が立莊に合意した理由も新たにみえてくるのではなかろうか。これらの課題については、また別に検討してみたい。

〔注〕

- (1) 川端新「院政初期の立莊形態」(『莊園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九六年)。以下特記しない限り、本稿で引用した川端氏の見解はこの論文による。
- (2) 高橋一樹「中世莊園制と鎌倉幕府」(稿書房、二〇〇四年)、前田英之「鎌倉期の莊園制と複合的莊域」(『日本史研究』七〇三、二〇二一年)。
- (3) 川端新「莊園所職の成立と展開」(前掲注(1)川端著書)、野口華世「安嘉門院と女院領莊園」(『日本史研究』四五六、二〇〇〇年)、高橋一樹「鎌倉後期～南北朝期における本家職の創出」(前掲注(2)高橋著書、初出二〇〇三年)、同「重層的領有体系の成立と鎌倉幕府」(前掲注(2)高橋著書)、佐藤泰弘「領家職についての基本的考察」(『日本史研究』五六一、二〇〇九年)。
- (4) 鎌倉佐保「莊園整理令と中世莊園の成立」(『日本中世莊園制成立史論』稿書房、二〇〇九年、初出二〇〇五年)、同「莊園制と中世年貢の成立」(『岩波講座日本歴史第六卷中世』岩波書店、二〇一三年)。
- (5) 高橋一樹「王家領莊園の立莊」(前掲注(2)高橋著書、初出二〇〇〇年)、守田逸人「日本中世社会成立史論」(校倉書房、二〇一〇年)、前田徹「播磨国における寺社領・撰閥家領莊園の形成」(『史敏』一〇、二〇一二年)、同「中世初期の地域社会」(莊園・村落史研究会編『中世村落と地域社会』高志書院、二〇一六年)、高木徳郎「紀伊国神野・真国莊の立券と在地の動向」(海老澤東編『よみがえる莊園』勉誠出版、二〇一九年)、拙稿「平安～鎌倉初期黒田庄莊官考」(『年報中世史研究』四六、二〇二一年)、拙稿「名張郡司丈部氏の下司化と莊民」(『古文書研究』九三、二〇二二年)など。
- (6) 前田英之「平家政権と莊園制」(吉川弘文館、二〇一七年)。
- (7) 鎌倉佐保「浅間山噴火と中世莊園の形成」(前掲注(4)著書、初出二〇〇三年)。
- (8) 野口華世「中世前期の王家と安樂寿院」(『ヒストリア』一九八、二〇〇六年)。
- (9) 遠藤基郎「鳥羽金剛心院領ノート」(『年報中世史研究』三九、二〇一四年)。
- (10) 新田庄の研究は膨大にあるが、立莊論を踏まえてその成立を論じた研究として、久保田順一「新田莊の成立をめぐって」(『中世前期上野の地域社会』岩田書院、二〇〇九年、初出二〇〇三年)、前掲注(7)鎌倉論文、須藤聰「新田莊成立試論」(大間々

扇状地研究会編『共同研究群馬県大間々扇状地の地域と景観』二〇一〇年)、野口華世「中世天皇家からみる新田荘の成立』(群馬文化)三三四、二〇一八年)が挙げられる。

- (11) 前掲注(10)の諸論文。
- (12) 高橋一樹「中世荘園の立荘と王家・摂関家」(元木泰雄編『日本の時代史七院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年)。
- (13) 五味文彦「武家政権と荘園制」(網野善彦他編『講座日本荘園史』二荘園の成立と領有』吉川弘文館、一九九一年)。
- (14) 五味文彦「平家領備後国大田荘」(遙かなる中世)二、一九七七年)。
- (15) 永万二年正月十日「後白河院序下文案」(紀伊丹生文書、『備後国大田荘史料』一)。以下、「備後国大田荘史料」からの引用は『大』と略記し史料番号を付す。また、引用史料の傍線・傍点は永野による。史料中の割注は〈〉で表現した。
- (16) 永万二年二月日「備後国司序宣」(宝簡集、『大』三)。
- (17) 永万二年二月日「大田荘立券写」(高野山御影堂文書、『大』五)。
- (18) 前掲注(14)五味論文。
- (19) 野原晴子「備後国大田荘と平氏家人」(竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』東京堂出版、一九八四年)でも、光隆・雅隆の昇進を立荘のみがえりとしている。
- (20) 関連する研究は多いが、本稿では、玉井力「院政」支配と貴族官人層」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九八七年)、五味文彦『平清盛』(吉川弘文館、一九九九年)、元木泰雄『平清盛の戦い』(角川書店、二〇〇一年)、高橋昌明『平清盛福原の夢』(講談社、二〇〇七年)、同『平家と六波羅幕府』(東京大学出版会、二〇一三年)、川合康『平清盛』(元木泰雄編『中世の人物』京・鎌倉の時代編第一巻 保元・平治の乱と平氏の栄華』清文堂、二〇一四年)を参照した。
- (21) 前掲注(20)川合論文。
- (22) 前掲注(20)川合論文、前田英之「平家論・中世前期荘園制論の視角」(前掲注(6)前田著書)。
- (23) 『公卿補任』仁安元年条(藤原光隆の項)。
- (24) 『公卿補任』元暦二年条(藤原雅隆の項)。
- (25) 前掲注(20)玉井論文、川合康『源平の内乱と公武政権』(吉川弘文館、二〇〇九年)二七頁。

- (26) 橋口健太郎「平安末期摂関家の『家』と平氏」(『中世摂関家の家と権力』校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇四年)。
- (27) 『公卿補任』。内蔵頭補任は『兵範記』久寿元年十二月廿八日条、治部卿補任は『兵範記』保元二年正月廿四日条、死去は『三長記』建仁元年八月一日条。
- (28) 橋本義彦「院政政権の一考察」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九五四年)。
- (29) 田中文英「高倉親政・院政と平氏政権」(『平氏政権の研究』思文閣出版、一九九四年)二五三頁。本稿で引用した田中氏の見解は全てこの論文による。
- (30) 浅香年木「北陸道と平氏一門」(『治承・寿永の内乱論序説』法政大学出版局、一九八一年)、引用は三三頁。
- (31) 久安二年七月十日「鳥羽院下文案」(根来要書上、『平安遺文』二五八二)。本史料では出雲守藤原朝臣在判とあるのみだが、『公卿補任』では光隆が保延四年(一一三八)から久安二年(一一四六)まで出雲守を務めており、康治二年(一一四三)の官宣旨案にも「彼(出雲・永野注)國守藤原朝臣光隆」とある(康治二年三月十九日「官宣旨案」千家文書、『平安遺文』二五一〇)。よって、本史料の出雲守も光隆と判断できよう。
- (32) 『兵範記』仁平三年閏十二月六日条。
- (33) 『兵範記』仁平三年閏十一月廿七日条。
- (34) 『兵範記』久寿二年七月廿三日条。
- (35) 『兵範記』久寿二年八月一日条。
- (36) 『兵範記』久寿二年七月廿七日条。
- (37) 『兵範記』久寿二年八月二日条。
- (38) 島津毅「中世における葬送の僧俗分業構造とその変化」(『日本古代中世の葬送と社会』吉川弘文館、二〇一七年、初出二〇一四年)、引用は一二二頁。
- (39) 平治元年五月廿八日「後白河院下文」(宝簡集、『平安遺文』二九七九)。
- (40) 『兵範記』仁安二年九月廿一日条。
- (41) 『玉葉』(文治元年十二月廿七日条)。

- (42) 美川圭「院政をめぐる公卿議定制の展開」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出一九九一年)、川合康一後白河院と朝廷』(『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、一〇〇四年、初出一九九三年)。
- (43) 橋本義彦「院評定制について」(前掲注(28)橋本著書)、前掲注(42)美川論文。藏人頭に推挙された光長も「光長朝臣、有^二學問之聞^一、又頗得^二人望^一歟、而攝政之辺近習之間、朕事頗以蔑爾」(『玉葉』文治二年閏七月二日条)と、後白河と距離がある人物であった。
- (44) 浅香年木「義仲軍団崩壊後の北陸道」(前掲注(30)浅香著書)。
- (45) 佐伯智広「二条親政の成立」(『中世前期の政治構造と王家』東京大学出版会、二〇一五年、初出一〇〇四年)。
- (46) 『山槐記』応保元年十一月廿日条。
- (47) 『兵範記』久寿元年八月八日条。
- (48) 『兵範記』久寿元年八月九日条。
- (49) 前掲注(48)『兵範記』。
- (50) 前掲注(40)『兵範記』。
- (51) 「公卿補任」・「尊卑分脈」。大藏卿就任は『山槐記』・『玉葉』治承三年十一月十七日条。
- (52) 『兵範記』・『山槐記』仁安二年三月廿三日条。
- (53) 前掲注(29)田中論文二九三頁。
- (54) 『愚昧記』治承五年正月十四日条。
- (55) 『愚昧記』治承五年閏二月三日条。
- (56) 『山槐記』治承二年正月一日条。
- (57) 山中裕『平安朝の年中行事』(塙書房、一九七一年)一〇〇・一〇三頁。
- (58) 前田英之『平家領の領有構造と治承三年政変』(前掲注(6)前田著書、初出二〇一二年)。
- (59) 高倉天皇期の後取としては他に治承三年(一一七九)の藤原季能の事例がある(『山槐記』治承三年正月一日条)。季能は後白河近臣の一人であり、同年十月九日に後白河によつて平氏(重盛)の知行国であった越前国が收公された際に新しく越前守に補

任されている。清盛が後白河院政を停止した治承三年政変のきつかけの一つはこの越前国の収公であり（『玉葉』治承三年十一月十五日条）、季能も政変のきつかけに深い関わりを有する人物であった。そのため、政変後の十一月十七日の臨時除目において季能は越前守を解官されている（『山槐記』同日条）。ところが、同年十二月十二日の小除目では季能が内蔵頭に補任されており（『山槐記』同日条）、早々に政権へと復帰している。前田英之氏は、院政停止直後は後白河の挑発行為への制裁として清盛による後白河近臣への懲罰的な厳しい人事が行われたが、すぐに高倉親政・院政を円滑に運営していくために不可欠な人材登用へと方針を切り替えたと述べている（前掲注（58）前田論文）。季能の復帰もこの方針転換によるとみられ、越前国収公に関わる季能が政権へ戻れたのも、儀礼を介した高倉との関係が重宝されたからであろう。

- （60）前掲注（25）川合著書二二一、二三頁。
- （61）前掲注（15）「後白河院序下文案」。
- （62）木村真美子「中世の院御廄司について」（『学習院大学史料館紀要』一〇、一九九九年）、高橋昌明「増補改訂 清盛以前」（平凡社、二〇一一年、初刊一九八四年）。
- （63）元木泰雄「院政期政治構造の展開」（『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年、初出一九八六年）、長村祥知「中世前期の在京武力と公武権力」（『日本史研究』六六六、二〇一八年）など。
- （64）前掲注（14）五味論文、前掲注（1）川端論文、前掲注（58）前田論文。
- （65）本稿は、二〇一八年四月の日本史研究会中世史部会での報告「莊園の立莊と領域支配」の第一章をもとにしている。報告では、私は大田庄の立莊は後白河が主導した可能性が高いのではないかと述べた（報告要旨は『日本史研究』六七二、二〇一八年に掲載されている）。しかし、当日の議論やその後の検討を踏まえて本稿の通りに見解を改めた。
- （66）前掲注（15）「後白河院序下文案」、嘉応元年十一月廿三日「後白河院序下文（宝簡集、『大』一九）。五味文彦「花押に見る院政期諸階層」（『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年）も参照いただきたい。
- （67）本郷恵子「院序務の成立と商工業統制」（『中世公家政権の研究』東京大学出版会、一九九八年、初出一九八八年）、高橋昌明「清盛家家政の一断面」（前掲注（20）『平家と六波羅幕府』、初出一〇〇五年）。
- （68）（年欠）十月十二日「平貞能書状」（宝簡集、『大』一三）。

- (69) (年欠) 十月十九日「中原基兼書状」(宝簡集、『大』一五)。
- (70) 前掲注(67)高橋論文。
- (71) (年欠) 十月十二日「中原基兼書状」(宝簡集、『大』一四)、前掲注(67)高橋論文、前掲注(19)野原論文。
- (72) 前掲注(69)「中原基兼書状」。
- (73) (年欠) 十月廿一日「中原基兼書状」(宝簡集、『大』一六)。
- (74) (年欠) 十月廿二日「中原基兼書状」(宝簡集、『大』一七)。
- (75) (年欠) 十月廿二日「源季房書状」(宝簡集、『大』一八)。
- (76) 前掲注(67)本郷論文二一頁。
- (77) (年欠) 十二月一日「中原基兼書状」(又続宝簡集、『大』二〇)。
- (78) 前掲注(66)「後白河院序下文」。
- (79) 佐藤泰弘「立券莊号の成立」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年、初出一九九三年)。
- (80) 前掲注(3)川端論文。
- (81) 前掲注(66)五味論又四五八頁。五味氏によると、当該期には次の三名の中原基兼が存在していた。一人は本稿でも論じている主典代の中原基兼(A)。次に、承安元年(一一七一)十二月に山城守となり安元三年政変(鹿ヶ谷事件)で追捕される中原基兼(B)。最後は、承安四年(一一七四)正月に右少史となり、筑後守を経て、治承三年(一一七九)正月に山城守となる中原基兼(C)である。五味氏は詳細な花押の分析を踏まえて、花押・官途の違いからこの三名を別人と理解した(四五七)四五九頁)。ところが、前掲注(20)五味『平清盛』では「山城守中原基兼は院序の主典代であつて院序の經營に関わっていた(『吉記』)」(一四九)二五〇頁)と述べており、「吉記」を根拠にAとBの基兼を同一人物としている。そこで『吉記』をみてみると、山城守としては「兵衛尉基時昨日卒去之由聞」之(生年廿八)、山城守基兼男也(承安四年六月七日条)、主典代としては「御幸事下」¹知藏人并主典代基兼等²了(承安三年六月廿三日条)と、それぞれ一ヶ所づつ出てくるのみで、この記述から両者を同一人物と判断するのは難しいようだ。五味氏が論文で指摘していた通り、本稿では花押・官途の違いから三名を別人と理解した。なお、高橋秀樹編『新訂吉記索引・解題編』(和泉書院、二〇〇八年)でも三名の基兼を別人とみなしている。

- (82) 「山槐記」仁安二年三月十八日条。
- (83) 「兵範記」仁安二年七月十五日。
- (84) 「兵範記」久寿三年三月十五日条。
- (85) 石井進「院政時代」(『石井進著作集第三巻 院政と平氏政権』岩波書店、二〇〇四年、初出一九七〇年)。
- (86) 前掲注(31)「鳥羽院下文案」。
- (87) 治承二年六月廿日「後白河院下文案」(東寺百合文書、『平安遺文』三八三六)。
- (88) 近年研究が進展した河内国金剛寺とその寺辺領は、寺辺領形成に関わる在地から中央にいたるまでの間人間関係を具体的に把握できる貴重な事例である。詳しくは、川合康「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」(前掲注(42)川合著書、初出一九九〇年)、同「八条院祈願所金剛寺の成立と春秋二季伝法会の始行」、栗山圭子「鎌倉前期における河内国金剛寺と本寺仁和寺」、高橋典幸「金剛寺寺辺領白炭免の基礎的研究」、拙稿「鎌倉前中期の河内国金剛寺と寺辺領」(以上の四考はいずれも「鎌倉遺文研究」五〇、二〇二二年)を参照いただきたい。
- (89) 朝比奈新「山城国禅定寺荘の領域画定と地域」(『史苑』七二一、二〇一二年)、同「領域型荘園の成立と奉仕者集團」(小林一岳編「日本中世の山野紛争と秩序」同成社、二〇一八年)。
- (90) 前掲注(17)「大田荘立券写」、建久元年六月日「鎌阿置文」(宝簡集、『大』三八)。
- (91) 吉良国光「村落領主と莊園制について」(『日本史研究』一六七、一九七六年)、前掲注(14)五味論文。
- (92) 十二世紀末に「安田」などの「村」が新たに確認されるようになるのは(前掲注(90)「鎌阿置文」)、開発の進展に伴うものであろう。近年の関係論文として、前原茂雄「中世前期村落の共同体的契機について」(前掲注(5)『中世村落と地域社会』)を参考していただきたい。
- 〔付記〕本稿は、日本史研究会中世史部会での報告(二〇一八年四月)の一部と、大阪歴史科学協議会前近代史部会での報告(二〇二〇年九月)をもとにしている。報告の際に貴重な意見を下さった方々に厚くお礼を申し上げます。

SUMMARY

Personal connections about formation of The Ota manor
in Bingo Province

Hiroaki NAGANO

A recent study, People's connections in the capital are emphasized in the formation of the manor. However, there are few cases where we can know in detail how the manors were established. At present, it is necessary to accumulate studies based on this small number of cases. Therefore, in this paper, I will examine the personal connections related to the establishment of The Ota manor in Bingo Province. The Ota manor was founded by the Taira clan. And, Mitsutaka FUJIWARA, Masataka FUJIWARA, and Motokane NAKAHARA were among those who were involved in its establishment.

In previous research, it was thought that manors were built around people close to the retired emperor, regents, and the Taira clan. However, as a result of examination in this paper, it was found that Mitsutaka and Masataka were not necessarily close people to the Retired Emperor or the Taira clan. In addition, Motokane was an excellent administrative official.

Based on the above human relations, the establishment of The Ota manor can be understood as follows. In other words, it was established with the Retired Emperor Taira clan as the center, involving aristocrats in a neutral position, aristocrats who had no direct relationship with the Retired Emperor Taira clan, and administrative officials. Medieval manors were created by the entire aristocratic society.